第4章 文化財の保存活用の方針

4-1 文化財保存活用体制の現況

（1）名古屋市の文化財保護体制の変遷

本市の文化財保護事務は、昭和 39 年（1964）3 月までは市長部局の経済局観光貿易課が所管しており、同年 4 月に教育委員会に所管換えされ、同社会教育課文化係が担当することになった。それ以前の大正期から戦前にかけての文化財調査は愛知県史蹟名勝天然記念物調査会（大正 11 年愛知県により組織）に依頼して行い、史跡標札の設置や史跡の修復などの実務を名古屋市が担当していたようであるが、その組織や体制の詳細は定かでない。

観光貿易課の所管の頃から、文化財、歴史学などの専門家による「名古屋市文化財調査保存委員会」も組織されていたようで、文化財の調査、啓蒙図書の発行、史蹟案内標札の設置も行われていた。名古屋市指定文化財の指定が最初になされたのは、昭和 28 年（1953）10 月 16 日付けで、東区筒井町の「神后車山車」、「湯とり車山車」中村区内屋敷町の「唐子車山車」の山車 3 輛であった。昭和 32 年（1957）12 月までの指定文化財は市指定 59 件、国指定 135 件、県指定 7 件である。

教育委員会に所管換え後も、従前と同様な保護事務が継続して行われていた。この頃の先駆的で特筆すべきことは、市指定文化財の修理や保存活動に対して補助金（事業費の 3 割）が交付されていたことであろう。

（2）現況の文化財保護体制と活動

本市の文化財保護事務は、生涯学習部文化財保護室が担当し、その保存･活用などに当たっている。町並み保存事業は、副市長以下代決規定第 15 条の 4 の 2 に基づき、観光文化交流局歴史まちづくり推進室が教育委員会の事務を補助執行している。さらに、教育委員会の諮問機関として、名古屋市文化財調査委員会 が設置され、文化財の保存活用、指定文化財の答申などが審議される。現在の委員は 16 名で構成されており、各専門分野は、考古埋蔵分野、建造物町並み分野、美術工芸分野、無形･民俗文化財分野、文書典籍分野各 3 名、天然記念物分野 1 名である。 また、文化財の保存･活用・普及・調査研究に専らあたる名古屋市博物館、名古屋市蓬左文庫、名古屋市秀吉清正記念館を置き、文化財の保存・活用にあたっている。見晴台遺跡の保存と活用を目的に設置された見晴台考古資料館では、見晴台遺跡での発掘調査成果をはじめ、市内一円の発掘調査成果を紹介した展示や普及活動も行っている。また見晴台考古資料館では毎年夏に中学生以上の市民を募って学術発掘を実施している。昭和 39 年から半世紀以上の歴史を持つ市民発掘調査であるが、これだけ長期間にわたって

継続実施されている市民発掘事業は他にない。

(3) 名古屋市の市民活動および施設とその現状

生涯学習センター

名古屋市では市内各区に生涯学習の拠点として、昭和 50 年（1975）より順次社会教育センターを整備してきた。全区に設置された社会教育センターは、平成 9 年(1997)4 月の「生涯学習センター」への名称変更を経て、各施設で独自の事業を実施してきた。生涯学習センターは平成 12 年度に区へ編入され、昭和 63 年（1988）に設置された生涯学習推進センターとともに、学習機会や学習情報の提供、学習相談など市民が自ら学習活動を行うことへの支援を進めてきた。文化財の分野においてもさまざまなメニューを提供するとともに、市民の文化財を対象にした活動の拠点としての役割も果たしてきている。

生涯学習センターは、行政的な課題を中心に据えた「現代的課題」「なごや学」「親学・青少年育成」の分野・領域について学習機会を提供している。とりわけ、平成 19 年度より、名古屋の歴史、文化、自然について愛着を感じ、区の魅力づくりやまちづくりを推進する人材を育成する「なごや学マイスター講座」を実施しており、この拠点としての役割も果たしている。この他に教えたい市民が持っている知識や技能を活かして講師となり、学びたい市民が受講する、市民相互のつながりで学び合う「なごやか市民教室」を 4 館で試行実施し、平成 24 年度から 16 館で本格実施するなど、学習の成果を社会に活かす、学習成果の還元ができる生涯学習の体制づくりを進めている。

なごや学マイスター制度

なごや学マイスター講座は、生涯学習センターでの半期の講座を受講した修了生が「なごや学マイスター」として登録し、地域に還元していく仕組みで、平成 19 年度より活動を実施している。テーマや企画運営は生涯学習センターを中心に、地元の学習グループなどが主体となって講座運営が行われている。平成 28 年（2016）9 月時点で、マイスター組織が 51 団体、2,344 名の登録を得ている。マイスター講座は地域の歴史や文化的資産を取り上げたものも多く、守山区に整備が進んでいる「歴史の里」を取り上げて解説ボランティア活動を行う「歴史の里マイスターの会」もあり、地域の住民が整備前より志段味古墳群の魅力を情報発信している。この他に「名古屋城本丸御殿マイスター」「東区文化のみちマイスター」など歴史的風致に関連したマイスターも組織されている。

鯱城学園

昭和 61 年（1986）に設置された鯱城学園は、高齢者が、新たな学習の機会を通じて生きがいを高めるとともに、学習の成果を地域社会でさまざまな形で実践し、積極的な役割を果たしていくことを目指して設置された。そのために①各種講座を通じて、現代社会についての理解を深めるとともに、専門分野に関する知識や技能を高めること、②クラブ活動やクラス活動などの自主活動を通じて、仲間づくりや相互学習、組織運営の体験を深めること、③学習、自主活動の成果を社会的活動への参加に結びつけることをめざして運営されている。30 年近い活動の中で、1 万人以上の卒業生を送り出

しているが、社会コース（環境専攻・国際専攻）、生活コース（健康専攻・生活専攻・福祉専攻）、創造コース（園芸専攻・陶芸専攻・美術専攻）、地域コース (地域専攻・文化専攻) の 4 コース 10 専攻に分かれて、地域の文化や環境について学んでいる。卒業生の活動組織も整備され、美化活動や緑化活動の他、地域福祉にも取り組んでいる。鯱城学園の運営ボランティアの他、児童福祉施設ボランティア、「文化のみち」ガイドボランティア、東山植物園ガイドボランティアなどにも参加し活躍している。

なごや歴まちびと（名古屋歴史的建造物保存活用推進員）

歴史的建造物保存活用の担い手となる専門家を養成する講座を実施し、歴史的建造物の保存活用に関心の高い建築士などを中心に 77 名が全科目を修了している。この課程の修了者は公益財団法人名古屋まちづくり公社の名古屋歴史的建造物保存活用推進員「なごや歴まちびと」として名簿登録される。名古屋市や公益財団法人名古屋まちづくり公社を窓口として、名古屋市が登録地域建造物資産に登録した身近な歴史的建造物の保存・活用についてなごや歴まちびとを派遣し、アドバイスを送っている。

なごや歴まちサポーター（名古屋歴史まちづくり市民推進員）

平成 26 年（2014）からは、歴史的建造物保存活用を進めていくためのサポーターを養成する「名古屋歴史まちづくり市民推進員 (なごや歴まちサポーター) 養成講座」を開催し、全科目を修了した方が名古屋まちづくり公社の「名古屋歴史まちづくり市民推進員」（なごや歴まちサポーター）として登録されている。

博物館のボランティア活動

名古屋市博物館では、平成 11 年度よりガイドボランティアの活動を行っている。博物館の募集に応募した市民の方が研修後に、常設展ガイドを中心に、館内の案内、歴史体験セミナーといったワークショップや、なつまつりクイズラリーなどのイベント、小学校団体向け「くらし体験」事業の運営補助に積極的に取り組んでいる。また、ボランティア独自の勉強会、博物館や史跡などの見学会なども行い、ガイドの資質を高めることを目指して活動を続けている。平成 28 年（2016）4 月時点で 58 名が活動している。

4-2　文化財保存活用の基本方針

(1) 指定文化財の取り扱い方針

名古屋市には、国、愛知県、名古屋市の指定文化財が総数 363 件（平成 29 年 3 月 1 日現在）存在している。その内訳は、国指定 134 件、県指定 108 件、市指定 121 件である。指定文化財の他に、登録文化財が 87 件ある。これらの文化財は、文化財保護法、愛知県文化財保護条例、名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例及びそれらの関係法令・規則などに基づき、法令の趣旨を損なうことのないよう、文化財の価値の維持に努め、保護の措置を講じている。

その他一般の文化財については、これまで、文化財に対して理解と興味を持つ地域住民に「文化財

パトロール員」を依頼しており、市内文化財の保存管理状況を定期的に巡視してきた。その報告を受けて、文化財所有者との意思疎通を図っており、その効果は期待以上のものがある。引き続き本制度のさらなる充実に努めたい（平成 28 年度現在 17 名）。

文化財の保全や継承のための活動について、本市では「名古屋市文化財保存修理費等補助金交付要綱」に基づいて、補助を実施し、適切な保存継承に努めてきた。その過程で専門家などの意見をいただくとともに、民俗文化財などの継承団体の運営状況を聴取し、各団体の課題などの把握にも努めてきた。今後もこれまでどおり名古屋市文化財調査委員会の調査を経ながら、指定が適当と認められる文化財については、適切に指定手続きを進め、文化財の保存を図っていきたい。

(2) 未指定文化財の取り扱い方針

本市には、名古屋のたどってきた歴史的、地理的、文化的な諸条件の下で今日まで伝えられてきた未指定のさまざまな文化財が存在する。今回の文化財詳細調査で把握した文化財は、2,786 件であるが、これを端緒として、今後とも未指定文化財の把握に努めるとともに、保全に向けた情報を重ねる努力を続けていきたい。

こうした地域に根ざした身近な文化財のうち、歴史的建造物に関しては、平成 23 年、地域の歴史的資源を活かした魅力的な都市環境の維持・形成に向けて、「歴史分野に関するまちづくりの基本方針」として「名古屋市歴史まちづくり戦略」を定めた。

その具体的な施策について記述したものが「名古屋市歴史的風致維持向上計画」である。この計画で定められた重点区域の外にも国指定の文化財が点在している。これらの文化財の保存及び活用については、文化財保存活用計画に基づいて行われるべきであり、引き続き文化財保存活用計画の策定に向けた課題の整理に努めていく。

また名古屋市では、指定文化財以外の建造物を独自に位置づける制度（認定地域建造物資産・登録地域建造物資産）を整備し、歴史的建造物のより広い保存活用を進めているところである。

市民共有の財産である文化財を適切に保存活用していくことは、文化財の所有者のみならず、行政と地域社会が一体となって関わるべきものである。とりわけ文化財に与える影響が大きいものが、物理的な改変を伴う修理である。修理にあたっては、文化財保護法や県・市の条例に基づいて適切な手続きを取るとともに、歴史的な資料や調査に基づいて文化財が本来有する価値を損なわないように行われることが望ましい。

文化財のもつ本質的価値を損なうことなく修理するためには、伝統的な技法、技術、材料を用いることは言うまでもないが、必要に応じて最新の技術・材料を取り入れていくことも重要といえる。文化財保護を主管とする文化庁の指導・助言を得ることはもちろんのこと、修復方法を科学的に調査研究する東京国立文化財研究所、奈良国立文化財研究所、大学などの研究機関や研究者、実際に文化財の修復に携わる法人・個人の指導を適宜受けて、指定物件、未指定物件に関わらず文化財修理を実施して行く方針である。

また修理にあたっては、そうした専門家の意見を取り入れるだけでなく、文化財を所有する地域や個人などとよく相談し、関係各位の納得のいく修理を行うことが肝要である。文化財の望ましい保存・修理について理解を深め、世代が変わっても円滑に文化財を引き継いでいけるように、文化財を中心とした持続的なネットワークの構築をめざしたい。

そのためにも日頃から文化財所有者との情報共有、状態確認などを怠らず、コミュニケーションを確保していくことが重要である。市内の文化財に広く目配りし、修理関係を含めて種々の情報を広く収集し、実態を把握しておくことも必要であろう。そしていざ、修理となればすぐに相談ができるように準備しておかねばならない。

4-3 分野別方針

(1) 有形文化財の取り扱いに関する方針

有形の文化財、とりわけ建造物と美術工芸品については以下の方針に従って保存・活用を推進していく。

建造物のうち、市の指定物件には補助金の制度があり、修理が必要となった際は、専門家の実地指導の下、修理を実施している。しかし、昨今の社会状況の変化に伴い、そもそも維持管理自体が困難となる場合も増えている。

先述のとおり平成23年、「語りたくなるまち名古屋」の実現をめざして、「名古屋市歴史まちづくり戦略」を定めたところである。身近な歴史的建造物の「登録」「認定」制度、保存活用に向けた技術的支援及び、事業を推進する人材育成に着手し、未指定の建造物や歴史的景観を残す風景をも含め、地域と一体となったまちづくりを進めることにより、未指定の身近な文化財を保存していこうとする新たな制度を確立したところである。

建造物関連の助成事業は、指定文化財の場合は名古屋市文化財保存修理費等補助金交付要綱に従い実施している。指定文化財以外の建造物に対しても、都市景観条例にそって価値が認められるものについては、認定地域建造物資産に指定されている。この認定地域建造物資産については、名古屋市認定地域建造物資産保存活用助成実施要綱に従い、補助を実施しているところである。

建物は維持費用の他にも所有者が負担する部分が多いことは否定できない。文化財を恒久的に、将来にわたって残していくためのシステム構築が急がれるところである。所有者・行政そして地域社会が負担を分担し、次代に向けて継承していく仕組みを整えることが必要であろう。「名古屋市歴史まちづくり戦略」にうたわれている「語りたくなるまち名古屋」を実現するために掲示された協働理念、「歴史的資源をみんなでまもり・いかし・つなぐ」仕組み作りを早急に進めていく必要がある。

また、活用を進めていくためには、公開のための施設の充実も喫緊の課題である。高齢者が増えるに従い、バリアフリーの必要性も高まっているところであるが、施設整備にあたっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年6月21日公布、12月20日施行)を

考慮し、広く活用されることが望ましい。文化財の中には神社仏閣など不特定多数の人々が訪れる施設も多い。現役で建物が使用されている場合も多いため、利便性と文化財的価値とのバランスをとっていくことが求められている。

一方で近年建造物を中心に、人為的な毀損被害が報じられる事案が増加している。市域でも指定文化財を中心に防犯カメラなどの防犯機器の設置が進められているところであるが、カメラの増設や更新を行い、適切な防犯管理体制が図られることが望ましい。

美術工芸品については、その大部分が動産として主に宗教施設や博物館などの施設、個人で保管されている。移動が容易であることから、公開活用に供しやすいともいえるが、一方で、移動をともなう公開は文化財に対して環境変化によるストレス負荷を与えることになる。特に国宝・重要文化財等については、文化財保護法 53 条に基づき、文化庁及び関係機関の適切な指導の下、展示公開を進めていく。教育委員会では適切な環境調査期間や、展示環境の「ならし」期間が適切にとられるように、展示公開計画をいち早く把握し、文化財が受ける負荷を低減することに努める。

日常的な保全については所有者との連絡を密にして、資料の特性に応じた定期的なコンディションチェックが実施されるように努める。保全のために修理が必要となる場合には、所有者と情報を共有し、専門家の指導が受けられるような体制を整備の上、適切な技法を用いて修復が行われるように環境を整えていく。

(2) 無形文化財の取り扱いに関する方針

無形文化財は、芸能又は工芸技術を高度に体現・体得している者もしくは伝統文化継承のために必要な技術を保持する者を「保持者」又は「保持団体」として認定している。

無形文化財は、はっきりと形が目に見えるわけではないため、文化財と認識されにくい面がある。また技術継承に長時間を要するものであるため、具体的な保存活動が難しいという面もある。無形文化財の継承にあたっての周辺環境を中心に整えられるべきものであろう。

現状では、その存在を知らないという人も多いといわざるを得ない。担い手を発掘する意味も含めて、現在残っている無形文化財を、各種シンポジウム、冊子などで随時取り上げて、市民の関心を高めていきたいと考えている。少子高齢化が進む中で後継者不足が深刻になり、技術の保有者が高齢化して、存続の危機に瀕する事態を少しでも減ずることをめざしていきたい。無形文化財の場合、一度なくなってしまうと復元することは極めて困難である。したがって、特に継承が困難な技術については現在ある無形文化財を記録し、後世に伝えていく必要がある。

(3) 民俗文化財の取り扱いに関する方針

民俗文化財は人々の生活に関わる有形・無形の文化財である。有形の場合、民俗芸能や民俗技術、それらに用いられる衣服、器具、家屋などが含まれるが、生活に用いるものであるがゆえに、使えなくなれば廃棄される運命にある。また、無形文化財でも触れたことだが、祭りや民俗芸能は形として目に見えにくいため、一般に文化財として認識されにくい面がある。そのような状況で、後継者不足

が進み、祭や民俗芸能が人知れず消滅する事例や、貴重な用具が保存されず失われる事例も生じている。

後継者不足という根本的な問題を解決するには、文化財の普及啓発を通じて、文化財に関わる人を増やし、複数の主体によって文化財を支えていけることが望ましい。

さらに道具のみが残っていても記録がなければ、使用する用途がわからず、かつての使用状況を復元することができない。消失する危険性の高い無形民俗文化財に関しては、記録保存など必要な措置を早急に講じなければならない。本構想で作成した文化財の詳細調査の成果を参考に、今後、記録保存などの必要な文化財を洗い出していきたい。

(4) 記念物の取り扱いに関する方針

史跡に関しては、市内の 298 カ所に文化財の案内標札を設置しているほか、史跡散策路を 80 コース（延距離 382.2km、紹介史跡数 846 ヵ所）定め、コース案内看板や誘導標識を建立し、文化財の普及と啓発に努めている。滅失古墳など、すでに失われた文化財も少なくないが、それらの失われたものの大事さを呼びかけ、文化財の保存の機運を高めるためにも看板などでの周知を進めていく必要がある。

(5) 伝統的建造物群の取り扱いに関する方針

東海道沿いに歴史的な町並みを残す有松地区については、平成 28 年 7 月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。今後は、名古屋市伝統的建造物群保存地区保存条例及び名古屋市有松伝統的建造物群保存地区保存計画に沿って、有松の歴史的町並みの維持・向上を図るため、その骨格をなしている伝統的建造物及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境の保存に取り組む。

また、有松地区には 3 輌の山車が残っており、秋には祭りが行われ、多くの観光客で賑わっている。山車会館では常に 1 輌の山車を展示するなど、市民が山車祭りの文化の発信に努めている。有松の伝統的な町並みとともに、現地に残る山車、絞りなどの文化財を活かし、地域とのコミュニケーションを密に図りながら一体的に保存活用を推進し、地域全体の活性化を図っていきたい。

なお、本市では、名古屋市町並み保存要綱に基づき、有松地区（東海道沿い以外の周辺地域も含む）、四間道地区、白壁・主税・橦木地区、中小田井地区を町並み保存地区に指定しており、建築物などの新築、改築、除却などの現状を変更する行為に対し、届出を要請し、技術的な指導・助言を行うとともに、修理修景基準に合致した物件の修理などに対して、経済的支援を行っている。

(6) 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

地に埋もれた埋蔵文化財は、さまざまな開発行為によって破壊される危険を常に背負っている。本市には、こうした埋蔵文化財包蔵地（遺跡）が 約 950 カ所確認されており、その周知のため、区毎に遺跡分布図を作成し、関係機関に配布するとともに、民間の開発業者などには有償で頒布している。また、ウェブサイトでは、遺跡地図の検索閲覧と、各種届出書類のダウンロードが可能となっている。市内で行われる開発行為については、住宅都市局建築審査課との連携が確立しており、建築確認申請の届出前に教育委員会で事前チエックし、その取り扱いに関して、開発行為者と協議できる体制となっ

ている。今後も遺跡分布図の改訂や、遺跡範囲の確定などを通して、遺跡の保存に遺漏のないよう努めていく。

(7) 文化的景観、文化財の保存技術

現在、市内に文化的景観、文化財の保存技術として文化財指定されているものはないが、ここで全体の方針を示しておきたい。

文化的景観は、地域における人々の生活または風土により形成された景観地と定義されている。したがって、地域全体を対象として人々の生活を守っていこうとするものであり、歴史まちづくり戦略の考え方とも通ずるものである。

文化財の保存技術は、文化財の保存に必要な材料や用具の生産・製作、修理、修復の技術などである。

今後、文化的景観・文化財の保存技術に該当するものがないか検討するとともに、専門家の意見をうかがいながら、情報を収集、蓄積して、将来に受け継いでいきたい。

4-4 周辺環境保全の方針

文化財の保護、特に建造物や史跡など、土地に密着する文化財は、個々の物件を単体で保存すればよいというものではなく、周辺環境とともに活かされ、保存されるべきである。そのためには、都市計画法や景観法、緑地保全のための諸法規などとの連携が不可欠である。特に、周辺環境と一体として保全を図らなければならない地区は、昭和 59 年より町並み保存地区として指定してきた、有松、四間道、白壁・主税・橦木、中小田井の 4 地区である。地区内の保存対象物件とした建造物や工作物などについては個々の改修・修理に対して助言と補助金の交付を、周辺環境については、新築建造物の意匠や色彩計画に対するアドバイスを行い、これも補助事業の対象としている。4 地区については、引き続きこの制度を有効に活用していくが、さらに未指定の歴史的建造物に対しては、名古屋市都市景観条例に基づき、身近な歴史的建造物の「登録」「認定」制度を活用するとともに、その結果周辺環境との調和と保全が図られることが望ましい。

今回リストアップした文化財及び関連文化財群は指定・未指定に関わらず、現状を把握したものである。相互の関係性を尊重しながら保全の道筋についても今後検討していくこととしたい。

(1) 文化財の保存を行うための施設に関する方針

文化財を保存管理していくために、博物館施設の存在は欠かすことができない。

本市には、旧石器時代から現代までの尾張地方の歴史・文化を常設展示するとともに、地域史をさまざまな角度からとらえた企画展示を開催する名古屋市博物館や尾張徳川家伝来の書物を収蔵展示する名古屋市蓬左文庫、この地で活躍した豊臣秀吉・加藤清正の事蹟を紹介する名古屋市秀吉清正記念館、名古屋城とその時代の文化を展示する名古屋城天守閣展示室、市内一円の発掘調査と弥生時代の見晴台遺跡を紹介する見晴台考古資料館などの公共博物館や、徳川美術館をはじめとする数多くの私立の博物館が存在する。

これらの博物館施設が、名古屋と尾張の歴史・文化を理解する有効な手段となっていることは確かであるが、各館とも入場者の減少や、施設の手狭さ（特に収蔵部門）の解消という難問に向き合っている。これまで、各館が連携した統一テーマによる展覧会の開催、共通入場券の発行、施設間を結ぶルートバスの設定などの施策を推進し、一定の効果があがってはいるが、なお一層の努力が求められる。ことに、名古屋の文化財を語る拠点的な施設である、名古屋市博物館は、増大する資料の収蔵庫不足、展示室の面積不足、など施設の根本にかかわる問題に直面しており、施設の増改修計画を早急に立案する必要がある。

また、従来から、博物館施設を活用した展覧会の開催や、建造物の現地説明会を実施するとともに、講演会・シンポジウムの開催・リーフレット・図書などの刊行・配布をとおして、啓発事業を推進してきたところであるが、今後も文化財の所有者や博物館施設との連携を密にして、その充実を図っていく。

（2）住民・NPO 法人等各種団体の状況及び体制整備の方針

市内に多く残る山車の保存団体のネットワークとして、名古屋市指定文化財山車連絡協議会（23 団体で構成）と、名古屋まつりに参加する山車 9 輌の保存会で構成される名古屋曳絆会がある。これらの団体は、山車の保存修理・山車祭りに関する情報交換を行うとともに、市と連絡を取りながら文化財の保存・管理や名古屋まつりでの山車の曳行等を行っている。これは、山車の保存会と町内の熱意によって運営され、活発な情報交換を行っている。祭りの担い手が減る中で、山車祭りを協力して保存継承していくための有効な取り組みであり、このような事例を他にも広まっていくことが望まれる。他県の山車の保存会と交流している保存会もあり、文化財を通じた人々の交流が広がることが期待される。

また、東区に所在する河水車を始めとする 5 輌の山車については、平成 25 年 5 月に、特定非営利活動法人東区山車まつり振興会が設立された。筒井町と出来町の両町が協力して、山車祭り文化の普及啓発を進めている。

市内に 4 カ所ある町並み保存地区では、地域住民の理解と協力により町並みの保存が図られており、町並み保存を推進する市民団体やガイドボランティア等による活動が行われている。市ではこれらの市民団体と連携を図りながら、町並み保存に対する理解と協力を呼び掛けるとともに、地域の歴史の普及・啓発を進めている。近年市では、文化財の保存団体と文化財名古屋保存活用実行委員会を組織し、文化財の継承に関わる事業を進めているところである。この活動は保全の担い手を広げる活動となり、今後も更なる成果が期待される。

そして、志段味古墳群では、守山生涯学習センターと協働しながら「歴史の里マイスター」を育成しており、古墳群の解説や埴輪作り体験等のイベントの補助に従事している。（平成 28 年 4 月現在、52 名の方が活動している。）加えて「歴史の里マイスター」は自主的な研究活動も行っており、そうした動きを助けながら、市民が担う歴史文化を実現させていきたい。将来的には、こうした各種団体

と連携して文化財保護の裾野が広がっていくことがことが期待される。

なお、本構想の策定にあたって、市民を対象に実施したネットモニターアンケートで、「文化財に関する活動のうち、あなたが協力できることはなんですか」という質問をしたところ、半数以上が「地域の史跡散策路でのごみ拾いなど清掃活動」と回答した。このことから、市民は比較的手軽・短時間でできる活動なら協力しても良いと考えているように思われる。行政と市民が情報交換をしながら、文化財を取り巻く諸問題に対処していくことが必要であろう。

4-5　文化財の防犯・防災に関する方針

文化財の防犯については、住民の日常的な防犯の取り組みの中で協力を呼び掛けていく。近年は人為的な所作により文化財が被害を受ける事案や、盗難などの被害も増加する傾向にある。未設置の箇所に防犯カメラ等の設備の整備を促していくことはもちろん、既設装置の更新などを進めることが望ましい。

本市は東海地震により著しい災害が起こる恐れのある地域として、政令市で初めて「地震防災対策強化地域」に指定され、平成 15 年 12 月 17 日には「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定された。

平成 23 年（2011）3 月 11 日に発生した東日本大震災は、広域かつ複合型の災害により、広範囲に甚大な被害をもたらした。この震災を受けて、本市を含む西日本地域では、南海トラフで発生する巨大地震に対する対策の構築が緊急の課題として位置付けられることになった。本市も東海・東南海地震の想定震源域に近く、震災による大規模被害が想定されている。教育委員会からは平成 28 年度までに 5 名の学芸員が被災地に派遣されている。こうした職員の体験を生かしながら予防的な側面からの準備を進めていきたい。

（1）防災予防計画

指定文化財については、自動火災報知機、消火器具などの消防設備の設置及び定期点検の指導、財政的支援を行い、火災などによる被害を最小限にできるよう努めているところである。非常時における防災設備の適切な使用や、消防機関への迅速な通報、見学者や職員の避難誘導ができるよう、定期的に消防局と連携した文化財防火訓練をこれまでにも増して充実していく。

また、地震への対策については、その第一歩として耐震診断の受診を促していく。

文化財の保存管理状況については、有事の際にいち早く状況が把握できるように、今回作成した文化財リストを基に、自治会や消防団などに情報提供を行い、地域の文化財の存在を認識してもらう取り組みも進めていく必要がある。

さらに、今回作成した文化財リストを発展させ、文化財の危機管理マップの整備をめざす。文化財と災害情報を重ね合わせることにより、予期される被害状況を図上で検証しておくことも、防災の観点から重要であるといえよう。海抜などの地理的要因以外に、施設などのハード面、緊急時の体制な

どのソフト面での対策が進んでいるか否かによって、被害の規模が変わってくる。文化財の所管部署だけで、それらすべてに目配りすることは不可能であるが、他部署と情報を共有しつつ、文化財保護の観点を伝えていくことも必要だろう。文化財ごとにどの災害に弱いのか複合的に検討した診断書のようなものを所有者に保管してもらい、防災意識を高めることも将来的に検討していきたい。

（2）応急対応計画

震災時の想定としては、災害対策基本法に基づき、各地方自治体の長が、防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画、地域防災計画がある。地域の役割なども計画したものであるが、比較的条件がそろった上での対応計画となっている。一方で本市では東日本大震災を受け平成 23 年 8 月に「名古屋市震災対策基本方針」を策定しており、この中で「業務継続計画の策定」を挙げている。その具体的な計画として「名古屋市業務継続計画」が策定され、平成 28 年に第 2 版の改定事業を行った。東日本大震災の教訓を踏まえ、「名古屋市震災対策基本方針」や「地域防災計画」等と整合を図りつつ、策定したものである。地震の影響により行政機能が低下した状況においても、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民への影響を最小限にとどめるため、災害対策業務を中心とした非常時優先業務の実施に全力を挙げる体制を整えることを目的としている。

この「名古屋市業務継続計画」では、冬の日曜日の午後 6 時という、市役所内に職員がいない状況下での震災発生が想定されており、実際の大規模な被災の可能性を考える上で指針となる。また全市の動きが計画されているため、この計画をもとに文化財被災の想定を行っていきたい。この計画では 3 時間、24 時間、3 日、1 週間、1 か月という段階ごとに、めざす体制が示されている。計画で想定された規模の災害の場合、市内全域でかなりの規模の被害が想定されるため、災害直後には市役所全体で人命を最優先として体制復旧に努めなければならない。実際の文化財レスキュー作業は、外部からの応援を待たなければならない。被災地に文化財レスキューが入るまでに 1 週間から 1 か月を要することが考えられるが、それまでに被災状況の把握と、レスキューの受け入れ態勢の確立が最優先課題となる。そのためには今回作成した文化財リストをあらゆる条件下で活用できるように、改定並びに保存、共有していく必要がある。名古屋市博物館等、被災時に文化財保全の拠点となりうる施設と事前調整を図りながら、リストの相互保持などをめざしていきたい。

（3）災害復旧計画

大規模災害からの復旧を考える場合、被災規模やその状況によって復興の道筋はさまざまである。ただし、文化財の復旧は、単に文化財の復旧修繕にとどまらず、地域コミュニティの復興のためのシンボルとして果たしうる役割は小さくない。そのことは東日本大震災の被災地でも見てとることができ、名古屋の港区でも伊勢湾台風の際に神楽屋形（市内の西南部に多く残る有形の屋形）の復興が、まさしく地域復興のシンボルとなった事例がある。有事の際に、文化財復元の指針になるべき情報を、従前より整えておくことが重要であり、その基礎資料として今回の文化財詳細調査を活用していくこととしたい。

4-6　文化財の活用の普及啓発と保全の関係性

前項までで確認したように、文化財の現場にはさまざまな問題が生じており、従来のように保存を中心とした施策だけでは対処しきれない問題もある。また、文化財の公開活用を望む声も多い。今後、保存に加えて効果的な活用を進めることで、文化財を後世に伝えていきたい。以下に、文化財の活用を推進している施策・事例をいくつか示しておく。

これまで、名古屋市の北東端、守山区志段味の地に残る志段味古墳群の保存に努め、開発事業との調和を図りながら、歴史の里基本計画を取りまとめてきた。現在、要となる古墳の整備を進めているところである。この計画は、活用をすることで市民に古墳を知ってもらい、保存と活用を両輪とする考え方に基づいて作られている。整備を順次進め、全国に歴史の里を発信していきたい。

その他、小学校に文化財収蔵施設を併設し、普段から子どもたちが文化財に親しむ環境作りが進められている。また文化財の普及啓発事業に現役高校生に協力を得ている。このように、子どもの頃から文化財を身近に感じられる環境の整備を進めていきたい。こうした文化財の活用には、行政だけでなく、企業、ＮＰＯ、地域住民の協力が不可欠であり、そうした環境作りに努めていきたい。

文化財の価値を正しく理解し、将来に受け継いでいくためには、保存の技術や手法に加えて、そのための社会環境の整備が不可欠である。文化財を守る人の手を増やし、文化財から生み出されるさまざまな価値を社会に還元していくために、文化財の活用も重要である。ただし、古文書などのように古くて脆い有形文化財などの場合は、活用によって壊れてしまうリスクが非常に高い。それぞれの文化財の特性をよく理解した上で、適切に扱わねばならない。建造物の場合は、公開活用を行うことで建物内部の魅力が認識、再発見され、保存のための意識が高まることも考えられるだろう。適正な設備と専門的職員が配備された博物館施設を中心に、公開活用に伴うリスクを正確に把握し、計画的に文化財の公開活用を進めていく必要がある。文化財を残し、適切な公開活用を実施していくことで、市民の文化財保存に対する理解や、文化財に対する親しみを増進していきたい。

文化財の保存と活用は、一見相容れない面もあるように思われるが、さまざまな問題を抱えた文化財の現状を把握したうえで、その状況に応じた方策をとることで、これまで以上に文化財の価値を発揮させることができる。

先述の修理や復元の過程も含め、公開と保存を一体的に把握しながら、文化財を後世に残す取り組みが望まれる。

名古屋市歴史文化基本構想を策定する過程で把握された市民の文化財に対する認識、そして名古屋市内に残された文化財の今後の文化財保存及び活用施策の方向性・めざすべき目標を以下に示す。それぞれの項目を実現することにより、みんなで文化財を守り、伝えていくという意識が、地域住民、行政、ＮＰＯ、企業の中で高まり、それぞれの役割を果たす機運が高まることが望まれている。普及啓発事業を通じて、市民の中に文化財は市民の共有財産であるという普遍的な価値観を持っていただ

くまで高めていくことをめざす。保存と活用を切り離すのではなく、保存と活用を両輪として活かし、その結果、経済的・社会的効果が循環し、持続することが究極的な目標である。

4-7　地域の文化財の保存活用の方針

（1）大都市名古屋の文化財のあり方

現在の名古屋市中心部は名古屋台地と呼ばれる台地上に立地している。市域西部の低地と東部の丘陵地形の間に位置する台地上には、古代以来数多くの人々の歴史が刻まれてきている。台地南端の熱田には古代以来の文化の跡が残されており、断夫山古墳や熱田神宮がその象徴といえるだろう。また台地北端に築かれた名古屋城とその城下は、近世以来の名古屋の中心として現在に至るまで、さまざまな文化を生み出してきている。台地上を中心としたこうした文化財の展開は間違いなく名古屋市を代表する文化財であるといえよう。

一方で本構想を策定するにあたり、市内に残された文化財を未指定まで含めて広くとらえ、その特徴の抽出にあたったところ、熱田の町や名古屋城下にとどまらず、市域全体に広く文化財が残されていることが明らかとなった。しかしながら、こうした文化財の大部分は近隣住民にすら十分に存在や価値を認識された状況にあるとは言いがたい。市民に対するアンケート結果からも、市民が具体的にイメージする文化財は名古屋城や熱田神宮をはじめとした文化財と、三英傑に関する事柄が多いことが確認されている。

構想策定にあたっては文化財調査委員会の部会長を中心とした策定委員に、学術的な側面から名古屋の文化財についてご検討いただいた。名古屋の文化財の多様性やオリジナリティについて取り上げ、対象は多岐にわたり、城下はもちろん市域の周辺部にまで広がるものであった。広い市域には名古屋台地上にとどまらず、幅広い文化財が展開しており、それぞれの地域の文化を雄弁に物語っていることが明らかとなった。

近代以降合併を繰り返しながら市域を拡げてきた本市には、名古屋城下に限らず、100 を超える近世の村々が含まれている。その村々の歴史がそれぞれの地域で刻まれてきたはずである。それが都

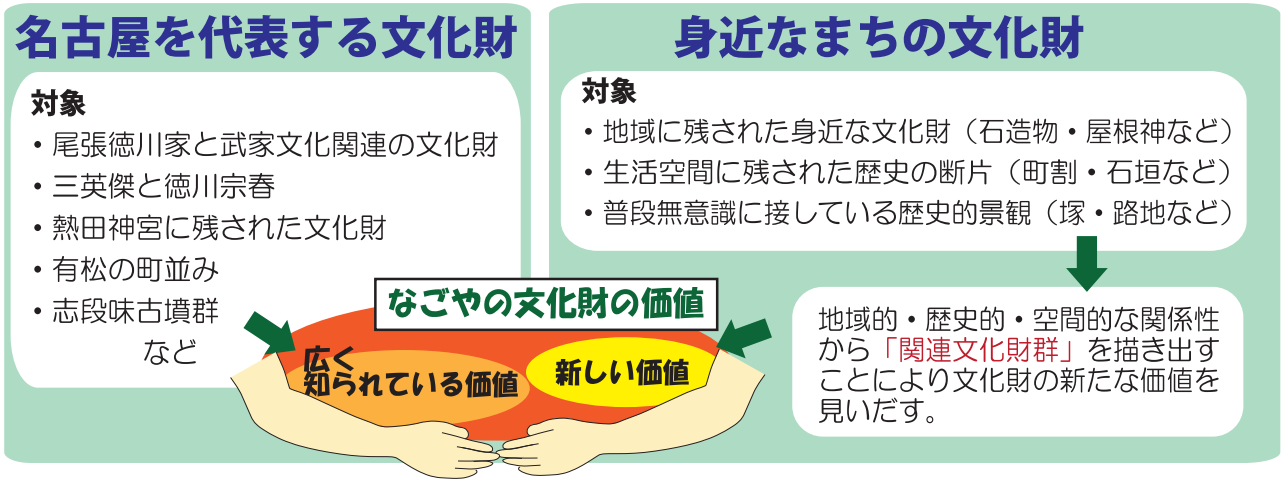

市化にともない平板化し、現状では個性が埋もれてしまっている。これが大都市名古屋の文化財の現状であるという認識に至った。そこで先述の通り文化財を大きく２つの視点からとらえ、名古屋城下や熱田神宮周辺を中心とした「名古屋を代表する文化財」と市域全体に広がる「身近なまちの文化財」に分けて課題を整理した。

「名古屋を代表する文化財」は名古屋を代表する一方で、日本の文化史の中でも欠くことのできないものである。現在の市域を代表する文化財は、市民の共通のアイデンティティの形成に大きな役割を与える一方、国内外からの観光客へのアピールなど、名古屋の魅力を増すために大きな役割を果たすことが期待される。

他方、「身近なまちの文化財」は市民それぞれの居住地域周辺に残された文化財であり、身近なまちの歴史文化ともいえる。この「名古屋を代表する文化財」と「身近なまちの文化財」が共存・共立しているのが大都市名古屋の文化財の特徴といえよう。326 万平方メートルを超える広い市域を持ち 230 万人の人口を抱える名古屋市では、この「名古屋を代表する文化財」と「身近なまちの文化財」をそれぞれに活用していくことが重要となってくる。

（2）「名古屋を代表する文化財」の保存活用方針

現在進行中の「名古屋市総合計画 2018」では、熱田神宮・三英傑（信長・秀吉・家康）・名古屋城と尾張徳川家などに代表される歴史や文化に根ざした魅力を磨きあげ、市民一人ひとりが名古屋独自の魅力に自信と誇りを持てるようにするため、長期的な視点に立ち、めざすべき都市の姿を「人・まち自然がつながる交流・創造都市」としている。

また平成 26 年（2014）に策定した「名古屋市歴史的風致維持向上計画」では、「名古屋市歴史まちづくり戦略」に沿って「語りたくなるまち名古屋」の実現をめざし、「歴史的建造物の保存等に関する方針」「歴史的町並みの保存等に関する方針」「歴史的建造物や町並みの活用と歴史まちづくりを支える人・仕組みづくりに関する方針」「伝統行事・文化、伝統産業などの支援に関する方針」の 4 つの方針を掲げ、重点区域を名古屋城とその周辺（白壁・主税・橦木、四間道を含む）地区・熱田地区・志段味地区としている。

このほか平成 22 年策定の「観光戦略ビジョン」では名古屋らしい魅力を創出し、歴史観光の推進（三英傑をはじめとする武将ゆかりの史跡、尾張徳川家のもと華やかな武家文化）がうたわれ、本丸御殿の復元や金シャチ横丁構想、熱田神宮・文化のみちなどの保存・活用などの重要性が確認されている。

このように名古屋の「名古屋を代表する文化財」は名古屋の現在を語る上で重要な要素として位置付けられ、各種構想・計画でも重要な役割が期待されている。名古屋城などで個別に保存活用計画の策定が進められているが、こうした方針に従って、着実に保存活用が進められていくべきである。

「名古屋を代表する文化財」に含まれる文化財はすでに指定を受けている物も多い。指定文化財の適切な保存継承を進めるとともに、指定文化財でさえ市民の認知度が低いことを前提に積極的な公開・活用が図られることが望まれる。

（3）名古屋の「身近なまちの文化財」の保存活用方針

私たちのまちの文化財「知る」「伝える」「活かす」

本構想の策定過程で抽出した関連文化財群は、一定の空間の中で指定未指定に関わらず文化財を選びながら、その関連性をもとに描出した。この関連文化財群は、市民の生活空間と密接に繋がったものであり、地域のコミュニティの中で伝えられてきた祭礼などの伝統文化を色濃く反映したものとなっている。

文化財の保存継承と活用にあたって、この関連文化財群と「身近なまちの文化財」をいかに地域の中に溶け込ませていくことができるのかが重要な課題となってくる。「身近なまちの文化財」は市民の日常生活のすぐそばにありながらも、その存在自体が市民に自覚されていない状態にある。暮らしの中で文化財を認識し、地域の共有財産であることが確認されていくために、関連文化財群を介して「身近なまちの文化財」の「見える化」を進めていくこととする。

基本的な方針としては以下の３つの基本方針に従って進めていくこととする。

基本方針１　知る　～地域の文化財を知る　新たな価値の発見・掘り起こし～

現状

それぞれの地域には長い歴史の積み重ねの中から生まれてきた数多くの文化財が残っている。核家族化や少子高齢化の進行などにより、地域コミュニティの中で地域の身近な文化財の存在や魅力を知る機会が失われつつある。地域の人々への関連文化財群の周知を通じて、地域の文化財の魅力に触れる機会を提供し、地域の文化財への愛着が深まることが望まれる。

方針

「身近なまちの文化財」の存在や魅力を知ってもらうための取組みを推進する。そのために「関連文化財群」を介して地域に残る文化財を周知する取組みを進める。講演会や展示などの機会を増やし、また新たな価値の掘り起こしとして調査研究を進める。さらに蓄積した情報の発信や、わかりやすく加工して伝える手段を工夫していく。

具体的取組例

●関連文化財群の周知

・講演会・展覧会などの開催

・生涯学習センターなどでの学習会の開催

・文化財体感ウォーキングイベントの開催

・文化財を紹介する冊子やリーフレットの作成

●文化財に関するデータベースの公開

・詳細調査結果のデータベースへの反映

・専門家による学術的文化財調査結果や市民参加による調査結果のデータベースへの反映

・地域の文化財のデータベースとなるホームページの立上げ

●地域の文化財の価値を高める調査研究

・専門家による学術的文化財調査研究

・市民参加による調査の実施

●文化財を通した子どもたちや地域へのアプローチ

・学校からの文化財見学会の開催

・地域への文化財講師の派遣

基本方針２　伝える　～地域の文化財を未来へ伝える～

現状

地域の文化財を限られた所有者や担い手のみの努力で未来に伝えていくことには限界がある。行政や所有者・保存団体などが手を携えて、地域全体で文化財を支えていく方策に取り組むことが必要である。そのためには、未来を担う地域の子どもたちが、関連文化財群を核として、日頃から地域の文化財に親しめるようにしていくとともに、文化財の所有者が保存継承に必要な技術や情報を共有するネットワークを構築し、地域全体で継承の活力を高めていくことが望まれる。

方針

文化財を継承していくための仕組みづくりを進める。所有者・所有団体に限らず、社会全体で文化財を次世代に着実に継承していくことを目標とする。過去には地域社会全体で支えられてきた文化財を、今はごく一部の人々が支えている。文化財継承の担い手を増やし、情報の共有や保存技術の継承も含めて、地域全体で継承の活力を高めていくことをめざす。

具体的取組例

●小中学生に向けた地域の文化財学習

・小学生に地域の文化財の魅力を伝えるための「土曜学習プログラム」を実施

・小中学校の歴史学習用教材の提供（副読本）

●地域の文化財の保存技術の継承

・文化財の修理などの保存技術を継承するための講習会の開催

●地域の文化財の担い手の育成

・文化財の所有者が保存活用に関する技術や情報を共有するためのネットワークづくりを支援

●文化財に関する防災対策の充実

・文化財避難協力覚書の締結

・文化財被災想定マップの作成

・震災時の文化財所在確認用データベースの作成

・災害時緊急連絡体制の確立

・防火施設の充実と更新の促進

●多様な主体との連携による文化財の継承

・教育委員会をはじめとした公共機関の情報共有体制の構築

・文化財管理団体による協議会設置の促進

・大学など研究機関との共同研究

●市民協働による文化財保存及び活用を行う環境づくり

・「よみがえれ文化財」事業の推進（名古屋市博物館）

・「文化財名古屋保存活用実行委員会」の活用

基本方針 3　活かす　～地域の文化財を活かす　学びから発信へ～

現状

地域の文化財の魅力を発信し、文化財を地域全体のたからとして活かしていくためには、文化財の担い手や行政などからの一方的な情報発信だけでは限りがある。関連文化財を介して、地域の文化財の魅力について学んだ人々が、新たな発信者へとなっていくことが望まれる。

そのためには、関連文化財群を、今後市民とともに内容を深めるとともに、新たに追加していくことについて取り組んだり、地域の文化財の魅力を伝える団体の活動などを支援したりするなど、市民を巻き込んで、地域の文化財の魅力を発信していく仕組みの構築が必要である。

方針

文化財の価値を広く社会に還元する仕組みを構築する。特に地域の中で活かされ、地域のつながりの核となることが望まれる。市民とともに関連文化財群の検証を含め、その内容を深めるとともに、新たな関連文化財群を追加することも、地域住民が自らの生活の中に文化財を取り込むこととなり、それが文化財を「活かす」ことにつながることになる。

具体的取組例

●関連文化財群を市民参加で検証・新設

・市民参加で「関連文化財群」の魅力を掘り起こすワークショップを開催

●関連文化財群を活かした地域の文化財の魅力発信

・地域の文化財の魅力を伝える「なごや学マイスター」などの活動を支援

・地域の「歴史研究家」の研究成果発表の支援

・市民参加で SNS を活用した文化財の魅力情報を発信

●地域の文化財を体感する仕組みの構築

・地域の文化財の見学会や体験会を開催

●文化財活用拠点の確保

・生涯学習センターや区役所ロビーなどを活用した発信

文化財は地域の歴史を伝え、地域に誇りと愛着をもたらす。さまざまな担い手が文化財の調査を進め、保存活用につなげることは、暮らしの中に文化財を核とした人々のつながりを生み出す。そのつながりは、共に学び、楽しみ、活動することで、さらに深化し定着していく。地域のたからを守り、育むことが魅力あるまちの実現につながる、そんな姿をめざしていきたい。

名古屋市歴史文化基本構想策定委員会　名簿

氏名	職名等	専門分野
赤羽　一郎	愛知淑徳大学非常勤講師	考古学（日本陶磁史）
池田　洋子	名古屋造形大学造形学部教授	日本美術史
井上　光夫	元　名古屋市博物館副館長	考古学
河田　克博	名古屋工業大学大学院工学研究科教授	建築史、意匠
鬼頭　秀明	中京大学非常勤講師	民俗芸能、芸能史 祭礼文化史
黒沢　浩	南山大学人文学部教授	考古学（弥生・古墳時代土器） 博物館学
安田　徳子	岐阜聖徳学園大学教育学部名誉教授	中古中世和歌文学 中世近世演劇文化

野村　均	愛知県教育委員会文化財保護室　室長	オブザーバー

本構想の策定にあたっては、文化庁より平成 27 年度ならびに 28 年度文化遺産を活いかした地域活性化事業（歴史文化基本構想策定支援事業）の補助を得ている。

文化庁
Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

名古屋市歴史文基本構想

私たちのまちの文化財「知る」「伝える」「活かす」

編集・発行　名古屋市教育委員会

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

平成 29 年 3 月